

# 障害者プラン2021の中間見直しについて

## ○障害者プラン2021の法律上の位置づけ

滋賀県障害者プランは、国が定める障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定したもの。各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおり。

障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害福祉計画等は、国が示す基本指針に即して策定することとされている。

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
各計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。</li> <li>◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ⇒ <u>障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害福祉サービス等（自立支援給付・障害児支援に係る給付）及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</li> <li>◆ 策定に当たっては、（障害者自立支援）協議会の意見を聴くように努めることとされている。 ⇒ <u>障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。</u></li> </ul>
根拠となる法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者基本法 <u>（障害者基本計画等）第十一条 同条第二項</u> 都道府県は、<u>障害者基本計画を基本とする</u>とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者総合支援法 <u>（都道府県障害福祉計画）第八十九条第一項</u> 都道府県は、<u>基本指針に即して</u>、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</li> </ul>
期間	5年間	3年間

## ○障害者プラン2021の計画期間

全体の計画期間を6年間（令和3年度～令和8年度）とし、重点施策部分と障害福祉計画・障害児計画に関わるものについては、令和5年度に見直しを行う必要がある。

※第5次障害者基本計画の計画期間 R5～R9の5年間の予定

（従前から県・市町の障害者計画は自治体が地域の実情に応じて期間、変更時期、内容を定めることが可能）

※障害福祉計画についても、3年を1期として作成することを基本としつつ、国・市町が地域の実情や報酬改定・制度改正の有無を考慮して柔軟な期間設定をすることが可能とされる予定。

(年度)		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R	R8
滋賀県	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画				滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会～				滋賀県基本構想 ～未来を拓く8つの扉～				滋賀県基本構想 ～夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～				滋賀県基本構想 ～変わる滋賀続く幸せ～ R1～R12の12カ年計画							
	滋賀県地域福祉支援計画									地域福祉支援計画				地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画～				滋賀県地域福祉計画 (R3.10～)							
	滋賀県障害者プラン	淡海障害者プラン				障害者福祉しがプラン				新・障害者福祉しがプラン				滋賀県障害者プラン ← 一部改定 →				滋賀県障害者プラン2021 ← 一部改定 →							
国	障害者基本法に基づく国の障害者基本計画	第2次計画								第3次計画				第4次計画				第5次計画 (R5～R9)							
	障害者総合支援法に基づく障害福祉計画(国の基本指針)				第1期計画期間			第2期計画期間			第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間		
	児童福祉法に基づく障害児福祉計画(国の基本指針)																	第1期計画期間			第2期計画期間			第3期計画期間	

※プラン見直しスケジュール(案)

R5	7月	第1回障害者施策推進協議会開催（現プランの進捗状況・評価）
		分野ごとのワーキングチーム開催（現プラン点検・評価）
	9月	第2回障害者施策推進協議会開催（重点施策、骨子案）
	10月	常任委員会報告（骨子案）
	11月	第3回 障害者施策推進協議会開催（素案、県民政策コメント）
	12月	常任委員会報告（素案、県民政策コメント）
R6	2月	第4回障害者施策推進協議会開催（最終案）
	3月	常任委員会報告（最終案）

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	主な実績、成果	課題、今後の対応
5. とともに活動する						
(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数： 300人/年	268	319	319点の応募のうち94点を展示し、前年より651人多い1943人の入場者があった。	応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	備考	実績・成果	課題と対応
障害者アート公募展への応募者数	<R8年度目標> 300人/年	247人	268	319	-	319点の応募のうち94点を展示し、前年より651人多い1943人の入場者があった。	応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。